

第二回

参第九号

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法に関する特例（案）

第一条 都道府県知事は、あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法（昭和二十二年法律第二百十七号）施行の際現に、同法附則第十六条に掲げる法令により、試験を受ける資格を有していた者でやむを得ない理由によりこれを受けることができなかつたものに対しては、昭和二十三年十一月三十日まで、試験を行うことができる。

第二条 都道府県知事は、前条の試験に合格した者に対しては、あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法第二条の規定にかかわらず、昭和二十三年十二月三十一日まで、それぞれその免許を与えることができる。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

理 由

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法（昭和二十二年十二月二十日公布、昭和二十三年一月一日施行）の施行準備期間は、僅かに十日であつたため各府県においては、従前の法令により受験資格を有する者に対する措置として、急きよその資格試験を行つたのであるが、遠隔の地においてその施行を知らず又は病気その他の事故のため受験し得なかつたものが相当数に達し、同等の能力経験を有しながら、受験の機会を失したために新法附則第十七条の経過規定による救済に浴せず、ために今後の生計の道に迷つている者があることは、公平の原理にももとより、又本人達にとつてもまことに同情すべきものがある。よつて新法施行の日において学歴、経験等の条件をみたしている者で受験資格のあつたものに限つて、今一度試験を施行し、合格した者に対しては、新法附則第十七条と同様の救済の途をひらく必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。